

健康増進法の改正により、2020年4月1日から
屋内の施設は原則禁煙が義務付けられます。

改正健康増進法 に対応するための

事業者向け

ハンドブック

なくそう！受動喫煙！

～だれもが快適に過ごせる青森県へ～



本ハンドブックは、健康増進法の改正により、県内の施設が対応すべき事項について説明しています。

1. 改正健康増進法について

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設の区分に応じ、対策を講じることが義務付けられました。

ポイント 1 「望まない受動喫煙」をなくしましょう。

屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることがないようにするものです。

ポイント 2 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に配慮しましょう。

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底するものです。

ポイント 3 施設の類型・場所ごとに対策を実施しましょう。

施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講じるものです。

2. 管理権原者等の主な責務

管理権原者等とは？

施設における望まない受動喫煙を防ぐための取組について、方針の判断・決定を行う立場にある者（管理権原者）や、事実上の現場の管理を行っている者（管理者）をいいます。

ポイント

1

喫煙器具・設備の撤去が必要です。

喫煙が禁止されている場所に、喫煙をするための器具や設備を設置することはできません。

ポイント

2

喫煙者へ喫煙の中止を求めなくてはなりません。

喫煙が禁止されている場所において喫煙者がいた場合、喫煙の中止またはその場所からの退出を求めるよう努める必要があります。

ポイント

3

標識の掲示が必要です。

施設の中に喫煙できる場所を設置する場合は、喫煙室及び施設の出入口に標識を掲示する必要があります。また、紛らわしい標識を掲示してはいけません。

ポイント

4

20歳未満の人を立ち入らせてはいけません。

喫煙ができる場所に20歳未満の人を立ち入らせることはできません。また、喫煙ができる場所に20歳未満の人を従事させることもできません。

※ 喫煙できる店舗の場合、20歳未満のバイトを雇うことや、家族連れの場合であっても20歳未満の人が利用することは禁止されます。



違反した場合、保健所による指導、処分等の対象となる場合があります！！

処分等の内容

立入検査による指導・助言、勧告、措置命令、公表、過料（最大20～50万円）

3. 対象施設の類型

第一種施設

学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎 など

- 原則敷地内禁煙となります。
- 令和元年7月1日から規制の適用となりました。

P4

第二種施設

第一種施設及び喫煙目的施設以外の多数の者が利用する（※）施設
（※）2名以上の者が同時に、又は入れ替わり利用すること

- 原則屋内禁煙となります。
- 令和2年4月1日から規制の適用となります。
- 飲食店は一部取扱いが異なります。

P5-7

喫煙目的施設

たばこの対面販売を行う（たばこの販売許可を得ている）等の一定の条件を満たしたバー・スナック、たばこ販売店、公衆喫煙所

- 喫煙可能です。
- 令和2年4月1日から規制の適用となります。

P8

【規制の対象外となるもの】

- ・ 住居やベランダ、入居施設の個室等、人の居住する場所
- ・ ホテルや旅館の客室、鉄道や船舶の宿泊用の客室

※ そのほか、いわゆる「電子たばこ」は、改正健康増進法の対象外です。

4. 施設ごとの対応内容



(1) 第一種施設

◆対象

【学校等】

- ・幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、大学（大学院のみの施設を除く）
- ・専修学校（高等課程、専門課程又は一般課程）、大学校、専門学校、各種養成施設 等

【医療機関等】

- ・病院、診療所、助産所、薬局
- ・介護老人保健施設、介護医療院、難病相談支援センター

【児童福祉施設等】

- ・助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、認定こども園、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター
- ・障害児通所支援事業（居宅訪問型児童発達支援もしくは保育所等訪問支援のみを行う事業またはこれらのみを行う事業を除く。）、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育施設
- ・母子健康包括支援センター、少年院、少年鑑別所

【行政機関の庁舎】※政策や制度の企画立案業務が行われている施設

◆規制の適用時期

令和元（2019）年7月1日から

◆対応内容

- ・屋内に喫煙場所を**設置することはできません**。
- ・屋外に特定屋外喫煙場所を設置する場合は**設置要件**があります。

特定屋外喫煙場所の設置要件

- ① 施設の類型が「第一種施設」であること
- ② 屋内ではなく屋外の場所であること
- ③ 喫煙場所が区画され、喫煙をすることができる場所であることを記載した標識が掲示されていること
- ④ 利用者が通常立ち入らない場所に設置していること

(2) 第二種施設

○ 飲食店（たばこの販売許可を得ているバー・スナックを除く）

◆対象

- ・飲食店、喫茶店、その他飲食を提供する営業が行われる施設

◆規制の適用時期

令和2（2020）年4月1日から

◆対応内容

- ・屋内に喫煙室を設置する際は、「喫煙専用室」または「指定たばこ専用喫煙室」の要件を満たす必要があります。
- ・屋外は喫煙可能ですが、喫煙場所を設置する際は、受動喫煙を生じさせることがない場所に設置する等の配慮が必要となります。
- ・喫煙室を示す標識、20歳未満の者は立入禁止であることを示す標識を掲示する必要があります。
- ・一部規制の対象外となる施設（経過措置）があります。

「喫煙専用室」「指定たばこ専用喫煙室」について → P9、10

既存特定飲食提供施設における経過措置について

- ① 令和2（2020）年4月1日時点で既に営業していること
- ② 資本金または出資の総額が5,000万円以下の中小企業または個人経営等であること
- ③ 施設内の客席部分の床面積が100㎡以下であること

上記の要件をすべて満たす飲食店、喫茶店、その他設備を設けて客に飲食をさせる施設に限り、「既存特定飲食提供施設」に対する経過措置として店内での喫煙が可能です（喫煙可能室）。

※ 喫煙可能であること、20歳未満の者は立入禁止であることを示す標識を掲示する必要があります。

※ 喫煙可能室を設置していることについて、店舗所在地を所管する保健所へ届出を行う必要があります。詳しくは各保健所へお問い合わせください。

「喫煙可能室」について → P11

○ 宿泊施設（ホテル・旅館 等）

◆対象

- ・旅館業の施設

◆規制の適用時期

令和2（2020）年4月1日から

◆対応内容

- ・屋内に喫煙室を設置する際は、「喫煙専用室」または「指定たばこ専用喫煙室」の要件を満たす必要があります。
- ・屋外は喫煙可能ですが、喫煙場所を設置する際は、受動喫煙を生じさせることがない場所に設置する等の配慮が必要となります。
- ・喫煙室を示す標識、20歳未満の者は立入禁止であることを示す標識を掲示する必要があります。
- ・ホテル・旅館等の客室は規制の適用外となります。

「喫煙専用室」「指定たばこ専用喫煙室」について → P9、10

○ その他多数の者が利用する施設（事業所、娯楽施設 等）

◆対象

- ・事業所、工場、体育館、劇場、集会場、百貨店、娯楽施設 等

◆規制の適用時期

令和2（2020）年4月1日から

◆対応内容

- ・屋内に喫煙室を設置する際は、「喫煙専用室」または「指定たばこ専用喫煙室」の要件を満たす必要があります。
- ・屋外は喫煙可能ですが、喫煙場所を設置する際は、受動喫煙を生じさせることがない場所に設置する等の配慮が必要となります。
- ・喫煙室を示す標識、20歳未満の者は立入禁止であることを示す標識を掲示する必要があります。

「喫煙専用室」「指定たばこ専用喫煙室」について → P9、10

○ 鉄道・船舶・バス・タクシー・飛行機

◆対象

- ・旅客鉄道（※1）、旅客船（※2）、バス、タクシー、旅客機

※1 鉄道事業法における鉄道事業者（旅客の運送を行うものに限る。）及び索道事業者（旅客の運送を行うものに限る。）並びに軌道法による軌道経営者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両又は搬器

※2 海上運送法による船舶運航事業者（旅客の運送を行うものに限る。）が旅客の運送を行うためその事業の用に供する船舶（船舶法第1条に規定する日本船舶に限る。）

◆規制の適用時期

令和2（2020）年4月1日から

客室：喫煙可能

喫煙専用室・指定
たばこ専用喫煙室
以外は喫煙禁止



◆対応内容

- ・屋内に喫煙室を設置する際は、「喫煙専用室」または「指定たばこ専用喫煙室」の要件を満たす必要があります。
- ・屋外は喫煙可能ですが、喫煙場所を設置する際は、受動喫煙を生じさせることがない場所に設置する等の配慮が必要となります。
- ・喫煙室を示す標識、20歳未満の者は立入禁止であることを示す標識を掲示する必要があります。
- ・宿泊用の客室は規制の適用外となります。
- ・バス、タクシー、飛行機は車内（機内）禁煙となります。

「喫煙専用室」「指定たばこ専用喫煙室」について → P9、10

複数の施設の類型にまたがる場合の取扱いについて

◆第一種施設の中に第一種施設以外の施設がある場合

（例：病院の中に飲食店がある場合 等）

→ 施設内すべてを「第一種施設」の取扱いとします。

※ 第一種施設とそれ以外の施設が併存し、機能・利用者が明確に区別されている場合はそれぞれ規制を適用します。

◆一つの施設内に複数の施設類型が混在している場合

（例：医療機関、飲食店、衣料品店等で構成されたショッピングセンター 等）

→ 施設全体は「第二種施設」の取扱いとなりますが、その中に医療機関等の「第一種施設」がある場合は、その部分のみ「第一種施設」の取扱いとなります。

(3) 喫煙目的施設

◆対象

- 喫煙を主目的とするバー、スナック等（下記の要件を満たすこと）
 - ① たばこの販売許可を得ており、たばこの対面販売（出張販売を含む。）をしていること
 - ② 「通常主食と認められる食事（※）」を主として提供していないこと
 - ※ 「米飯類、菓子パンを除くパン類、麺類」等のことをいい、出前による主食の注文、電子レンジの加熱等によるものは「主食の提供」には該当しません。
- 店内で喫煙可能なたばこ販売店（以下の要件を満たすこと）
 - ① たばこ（対面販売のみ）または喫煙器具の販売を行っていること
 - ※ 販売は、陳列棚のうち、たばこまたは喫煙器具の占める割合が約5割以上となること
- 公衆喫煙場所
屋内の全部を専ら喫煙をする場所とする施設



◆規制の適用時期

令和2（2020）年4月1日から

◆対応内容

- ・ 屋内に喫煙室を設置する際は、「喫煙目的室」の要件を満たす必要があります。
- ・ 屋外は喫煙可能ですが、喫煙場所を設置する際は、受動喫煙を生じさせることがない場所に設置する等の配慮が必要となります。
- ・ 喫煙室を示す標識、20歳未満の者は立入禁止であることを示す標識を掲示する必要があります。

「喫煙目的施設」について → P12

5. 「第二種施設」における喫煙室

喫煙室の技術的基準

- ① 出入口において喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流が0.2m/秒以上
 - ② たばこの煙が喫煙室の内側から外側に流出しないように壁・天井等によって区画
 - ③ たばこの煙が施設の屋外に排気
- ※ 施設が複数階の場合は、壁・天井等で区画した上で、喫煙階と禁煙階を分ける取扱い（フロア分煙）も可能。

（1）喫煙専用室

◆要件

- ・ 喫煙専用室内での飲食等は不可
- ・ 喫煙室の技術的基準を満たしていることが要件です。
- ・ 喫煙専用室の出入口に標識（喫煙ができる場所であること、20歳未満の者の立入禁止）の掲示が必要です。
- ・ 施設の出入口に標識（喫煙専用室が設置されていること）の掲示が必要です。

◆喫煙可能であるたばこの種類

たばこ全般（紙巻きたばこ、葉巻、パイプ、加熱式たばこ 等）

◆留意事項

- ・ 20歳未満の者の立入禁止（従業員を含む。）
- ・ 喫煙専用室廃止時における標識（出入口等に掲示）の除去

◆掲示する標識（イメージ）



(2) 指定たばこ専用喫煙室

◆要件

- ・「指定たばこ専用喫煙室」では、加熱式たばこに限り、喫煙しながら飲食等が可能です。
- ・喫煙室の技術的基準を満たしていることが要件です。
- ・指定たばこ専用喫煙室の出入口に標識（指定たばこの喫煙ができる場所であること、20歳未満の者の立入禁止）の掲示が必要です。
- ・施設の出入口に標識（指定たばこ専用喫煙室が設置されていること）の掲示が必要です。

◆喫煙可能であるたばこの種類

加熱式たばこ（紙巻たばこ等の他のたばこは禁止です。）

◆留意事項

- ・20歳未満の者の立入禁止（従業員を含む。）
- ・営業に関する広告・宣伝の際の「指定たばこ専用喫煙室」設置の明記
- ・指定たばこ専用喫煙室廃止時における標識（出入口等に掲示）の除去

◆掲示する標識（イメージ）



(3) 喫煙可能室

◆要件

- ・要件を満たす既存特定飲食提供施設では、経過措置として「喫煙可能室」を設置することが可能です。
- ・保健所へ「喫煙可能室」の届出を行う必要があります。
- ・喫煙室の技術的基準を満たしていることが要件です。
- ・喫煙可能室の出入口に標識（喫煙ができる場所であること、20歳未満の者の立入禁止）の掲示が必要です。
- ・施設の出入口に標識（喫煙可能室が設置されていること）の掲示が必要です。

◆喫煙可能であるたばこの種類

たばこ全般（紙巻きたばこ、葉巻、パイプ、加熱式たばこ 等）

◆留意事項

- ・20歳未満の者の立入禁止（従業員を含む。）
- ・営業に関する広告・宣伝の際の「喫煙可能室」設置の明記
- ・喫煙可能室廃止時における標識（出入口等に掲示）の除去

◆掲示する標識（イメージ）



6. 「喫煙目的施設」

◆要件

- ・喫煙目的施設（室）では飲食等、喫煙以外のことも可能です。
- ・喫煙室の技術的基準を満たしていることが要件です。
- ・喫煙目的施設（室）の出入口に標識（喫煙ができる場所であること、20歳未満の者の立入禁止）の掲示が必要です。
- ・施設の出入口に標識（喫煙目的施設であること）の掲示が必要です。

◆喫煙可能であるたばこの種類

たばこ全般（紙巻きたばこ、葉巻、パイプ、加熱式たばこ 等）

◆留意事項

- ・20歳未満の者の立入禁止（従業員を含む。）
- ・営業に関する広告・宣伝の際の「喫煙目的施設（室）」設置の明記
- ・喫煙目的施設（室）廃止時における標識（出入口等に掲示）の除去

◆掲示する標識（イメージ）



お 問 い 合 わ せ 先

受動喫煙対策に係るコールセンター（厚生労働省）

TEL **0120-251-262**（受付時間9:30～18:15 ※土日祝を除く）
改正健康増進法に関する質問等を受け付けているコールセンターです。

事業所の所在地別お問い合わせ先

問い合わせ先	電話番号	対象市町村
東津軽保健所	017-739-5421	平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町
中南保健所	0172-33-8521	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町
三戸保健所	0178-27-5111	おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
西北保健所	0173-34-2108	五所川原市、つがる市、鯹ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町
上北保健所	0176-23-4261	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村
下北保健所	0175-31-1388	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村
青森市保健所	017-743-6111	青森市
八戸市保健所	0178-43-9184	八戸市

「受動喫煙防止対策助成金」に関すること（青森労働局）

TEL **017-734-4113**（受付時間8:30～17:15 ※土日祝を除く）

事業者が受動喫煙防止の対策を推進するにあたり、喫煙専用室の設置・改修等の費用の一部を助成する制度です。

詳しくは「青森労働局健康安全課」までお問い合わせください。



令和元年9月 発行

青森県健康医療福祉部 **がん・生活習慣病対策課**

〒030-8570 青森県長島1丁目1-1 TEL: 017-734-9216 FAX: 017-734-8045